

別 途 覚 書

(紹介手数料)

乙 が 甲 に紹介した採用決定者(求職者)の倫理年収(基本給、諸手当、賞与、の 15%をご紹介手数料(消費税別)とし、振込手数料は甲の負担とする。

(短期退職時の手数料の返還義務)

採用決定者が自己都合により 6 か月以内に退職した場合、乙は甲に対して次の基準で本件報酬を返還するものとする。

- ・ 入社後 1 週間未満の場合：本件報酬の 100%
- ・ 入社後 1 か月未満の場合：本件報酬の 50%
- ・ 入社後 2 か月未満の場合：本件報酬の 3 0 %
- ・ 入社後 3 か月以上 4 か月未満の場合：本件報酬の 2 0 %
- ・ 入社後 5 か月以上 6 か月未満の場合：本件報酬の 1 0 %

以上